

滋賀県淡水真珠振興計画（第3期）の策定について

1 計画の概要

- (1)「真珠の振興に関する法律」（平成28年法律第74号）に基づく県計画であり、国の基本方針に即して、県内真珠産業の振興を目的に定めるもの。
- (2)平成30年3月に第1期計画、令和3年3月に第2期計画を策定し、真珠振興にかかる試験研究などに取り組んできたところ、第2期計画期間の満了を迎えることから、第3期計画を策定するもの。

2 策定の考え方

- (1)第3期計画においては、現計画で示した事項を引き継ぎつつ、養殖業者・加工業者・販売者等との意見交換を通して把握した課題や水産試験場等の研究成果、目指すべき本県の真珠産業の姿を念頭に策定する。
- (2)第3期計画期間は、上位計画である「滋賀県農業・水産業基本計画」や、真珠産業に密接に関連する「滋賀県内水面漁業振興計画」に合わせ、令和8年度～令和12年度とする。

3 県民政策コメントの結果

- (1)令和7年12月18日から令和8年1月19日にかけて、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県淡水真珠振興計画（第3期）（原案）」についての意見の募集を行った。
- (2)1者（個人）から1件の意見が寄せられた。

No.	行	意見・情報	意見・情報に関する県の考え方
1	129 (P5)	需要拡大に向けて、PRや理解の促進を掲げている点が評価できます。琵琶湖産淡水真珠の魅力が県内外に広く伝わるよう、関係者と連携した取組が進むことを望みます。	頂いた御意見を参考に取り組んでまいります。

4 策定スケジュール

令和7年10月	常任委員会へ計画素案を説明
12月	常任委員会へ計画原案を説明
12月～令和8年1月	意見募集（パブコメ）実施
3月	常任委員会へ意見募集結果および計画案の報告
3月末	計画策定・公表

※上記期間中に琵琶湖海区漁業調整委員会・滋賀県内水面漁場管理委員会への協議、関係者への意見照会を実施

滋賀県淡水真珠振興計画（第3期）の概要

I はじめに

1 計画策定の趣旨

- (1) 本県の真珠養殖業は、昭和5年に淡水真珠の養殖が成功したことに端を発し、努力と挑戦を重ね確立。
- (2) 現在、琵琶湖の淡水真珠は生産量が低迷した状況にあるが、その美しさや希少性からめぐみ豊かな琵琶湖を象徴するかけがえのない地域資源であり、本県の真珠産業を維持し次世代にその技術を継承していく必要。
- (3) 「真珠の振興に関する法律」の趣旨および国の基本方針に沿って、第2期計画期間の満了を迎えることから策定。

2 計画の期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間

II 現状と課題

- 1 真珠養殖業の経営（生産額の低迷、経営体数の減少）
- 2 真珠母貝生産（母貝供給体制の消失、自家生産の不安定化）
- 3 漁場環境（アオコの発生）
- 4 真珠養殖業の担い手（施術ができる後継者の確保）



III 目指す姿【10年後】

琵琶湖の淡水真珠はめぐみ豊かな琵琶湖を象徴するかけがえのない地域資源であり、本県の淡水真珠産業が将来にわたり継承され、小さくともキラリと輝く地域産業として存在感を示しつつ、安定して営まれている姿を目指す。

IV 琵琶湖産淡水真珠養殖の振興に関する施策

1 真珠産業の振興のための施策に関する事項

- (1) 真珠生産者の経営の安定
- (2) 真珠母貝生産の安定化
- (3) 漁場の調査等状況の把握
- (4) 漁場の維持または改善
- (5) 研究開発の推進等
- (6) 人材の育成および確保



2 真珠の需要の促進のための施策に関する事項

- (1) 各事業者のニーズに応じたサポート
- (2) 淡水真珠に関する県民の理解と関心を高めるための取組を推進
- (3) 他産地で生産された淡水真珠との差別化



3 令和12年度(2030年度)の目標とする指標

指標	令和7年度(2025年度)現状	令和12年度(2030年度)目標
5か年の累積母貝生産数	150,484個 (令和3~7年)	179,000個 (令和8~12年)